

立川市公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月19日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項前段の規定による。

立川市公園条例の一部を改正する条例

立川市公園条例（平成13年立川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後			改正前		
別表第4（第7条・第14条関係） (1) 制限行為に係る使用料			別表第4（第7条・第14条関係） (1) 制限行為に係る使用料		
行為の種類	単位	金額	行為の種類	単位	金額
業として行う物品の販売、募金 その他これらに類する行為	1件 1月につき	<u>1,200円</u>	業として行う物品の販売、募金 その他これらに類する行為	1件 1月につき	<u>1,000円</u>
業として行う写真の撮影	撮影機（写真機） 1台 1月につき	<u>3,500円</u>	業として行う写真の撮影	撮影機（写真機） 1台 1月につき	<u>3,100円</u>
業として行う映画等の撮影又は 興行	1日につき	<u>7,500円</u>	業として行う映画等の撮影又は 興行	1日につき	<u>6,500円</u>
競技会、展示会、博覧会その他 これらに類する行為	1平方メートル 1日につき	<u>6円</u>	競技会、展示会、博覧会その他 これらに類する行為	1平方メートル 1日につき	<u>5円</u>
演説会、講演会その他これらに 類する集会	1件 1日につき	<u>3,700円</u>	演説会、講演会その他これらに 類する集会	1件 1日につき	<u>3,400円</u>
その他の行為	1件 1日につき	<u>2,500円</u>	その他の行為	1件 1日につき	<u>2,300円</u>
(2) 占用料			(2) 占用料		
種別	単位	金額	種別	単位	金額
電柱その他これに類するもの	1本 1月につき	<u>209円</u>	電柱その他これに類するもの	1本 1月につき	<u>200円</u>

電線	架空		1メートル 1月につき	<u>18円</u>
	地下	外径40センチメートル未満	1メートル 1月につき	<u>37円</u>
		外径40センチメートル以上 1メートル未満	1メートル 1月につき	<u>93円</u>
		外径1メートル以上	1メートル 1月につき	<u>187円</u>
変圧塔			1個 1月につき	<u>187円</u>
鉄塔			1平方メートル 1月につき	<u>187円</u>
水道管、下水道管及びガス管	外径40センチメートル未満		1メートル 1月につき	<u>37円</u>
	外径40センチメートル以上1メートル未満		1メートル 1月につき	<u>93円</u>
	外径1メートル以上		1メートル 1月につき	<u>187円</u>
郵便差出箱及び信書便差出箱			1個	<u>74円</u>

電線	架空		1メートル 1月につき	<u>17円</u>
	地下	外径40センチメートル未満	1メートル 1月につき	<u>35円</u>
		外径40センチメートル以上 1メートル未満	1メートル 1月につき	<u>89円</u>
		外径1メートル以上	1メートル 1月につき	<u>179円</u>
変圧塔			1個 1月につき	<u>179円</u>
鉄塔			1平方メートル 1月につき	<u>179円</u>
水道管、下水道管及びガス管	外径40センチメートル未満		1メートル 1月につき	<u>35円</u>
	外径40センチメートル以上1メートル未満		1メートル 1月につき	<u>89円</u>
	外径1メートル以上		1メートル 1月につき	<u>179円</u>
郵便差出箱及び信書便差出箱			1個	<u>71円</u>

	1月につき			1月につき		
公衆電話所	1個	<u>187円</u>		公衆電話所	<u>179円</u>	
	1月につき			1月につき		
標識	1本	<u>149円</u>		標識	<u>143円</u>	
	1月につき			1月につき		
天体、気象又は土地の観測施設	1平方メートル	<u>187円</u>		天体、気象又は土地の観測施設	<u>179円</u>	
	1月につき			1月につき		
その他地下の占用物件	1平方メートル	<u>93円</u>		その他地下の占用物件	<u>89円</u>	
	1月につき			1月につき		
その他高架の占用物件	1平方メートル	<u>93円</u>		その他高架の占用物件	<u>89円</u>	
	1月につき			1月につき		
その他	1平方メートル	<u>6円</u>		その他	<u>5円</u>	
	1日につき			1日につき		
備考	……略……			備考	……略……	

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、この条例による改正前の立川市公園条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用又は占用に係る使用料又は占用料については、なお従前の例による。